

広島市告示第209号
令和8年4月1日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定による同法第29条第1項の確認の辞退がありましたので、同法第53条第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類
(同)HeartLine	HeartLine袋町保育園	中区中町6番30号	小規模保育事業
(同)HeartLine	HeartLine富士見保育園	中区富士見町16番11号	小規模保育事業

確認年月日 令和8年3月31日